



平成24年4月10日
九州地方整備局

建設業法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景

民法の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により、法人も未成年者の法定代理人となることができることとなった。また、当該法律の附則改正において、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、営業に関し成年者と同一の行為能力を有さない未成年者の法定代理人が法人であるときはその役員についても、建設業の許可の欠格要件を判断することとなった。今般、当該法律の施行に伴い、許可に際しての具体的な提出書類について所要の改正を行うこととした。

2. 改正の内容

現行、許可申請において、営業に関し成年者と同一の行為能力を有さない未成年者の法定代理人が提出することとされている添付書類については「法人である場合においては、その役員」が提出することとし、法定代理人である法人の役員についても欠格要件に該当しないことをチェックできるように措置する。

3. スケジュール

公布：平成24年3月30日（金）

施行：平成24年4月 1日（日）

※ 改正後の提出書類（様式第六号誓約書、様式第十二号許可申請者の略歴書）については、九州地方整備局HP「建政部建設産業行政」よりダウンロードが可能です。（http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#kyoka）

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

連絡先：092-471-6331（内線6145，6146）